山口県企業局職員倫理規程の一部を改正する管理規程......

七 七 六 六

水越ダム操作規程の一部を改正する管理規程......

山口県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程 山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程 山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程

機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則

山

訓令

山口県森林病害虫等防除法施行細則の一部を改正する規則 (森林整備課)........ 山口県有林監守員規則の一部を改正する規則 (森林整備課)..... 森林法施行細則の一部を改正する規則 (森林整備課).....

農村整備課).....四

兀

町」に改め、

. 四 . 四

町村営住宅」を「市町営住宅」に改める。

第二号中「市町村営住宅」を「市町営住宅」に改め、

同部砂防課の項第十二号及び第十三号中「市町村」を「市町」に改め、同部住宅課の項

同条第二項の表住宅課の項中「市

町」に改め、同部市町村合併推進室の項中「市町村合併及び」を「市町合併及び」に改

第九条第一項の表総合政策局の部広報広聴課の項第三号中「市町村」を「市町」に改

同表総務部の部管財課の項第二号中「県有資産所在市町村」を「県有資産所在市

同表地域振興部の部市町村課の項第一号及び第三号中「市町村」を「市

山口県行政組織規則 (昭和四十三年山口県規則第十五号) の一部を次のように改正す

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

第七条第一項中「市町村」を「市町」に改める

め、同表土木建築部の部道路整備課の項第十一号中「市町村道」を「市町道」に改め、

五

山口県職員研修規程の一部を改正する訓令 (人事課)...

公安委規則

企業管理規程

山口県職員倫理規程の一部を改正する訓令 (人事課).....

П

地籍調査事業負担金交付規則の一部を改正する規則 (地域政策課)........

山口県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課).......

目

次

植物防疫事業補助金交付規則を廃止する規則 (経営普及課)......

山口県農林水産業施設災害復旧事業補助金交付規則の一部を改正する規則

結核予防法施行細則の一部を改正する規則 (健康増進課)....... 山口県災害救助基金規則の一部を改正する規則 (厚政課)...... 山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (環境政策課)......

	3月17日 (金曜日)
ılı	(

=

井 関 成

	Ψ (3月	18年 17日 曜日)
山口県規則第二十号	平成十八年三月十七日	山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する	

岩	第 第 第 第 第 三 十 九 条 九 四 条
国	の条条中
市	山っ一市
岩	県市の村 岩町表
国	国 村 納 を「 税 を 課 市
市	行の項の項の
を	東部に、第四号中に改める。
岩	のに、市のである。
国	市町村民税」
市 国九成岩	<u> </u>
国九成名	「市町等」に「市町民税」
_ に 	

に 改 五五

め
同項
の次に
に次の
ように
加える
8

山口県由宇防災行政連絡所
岩
国
市
域 類 取 田 田 に お 日 に お に お に の の い に の い に の い に の に の に の に の に の に の に の に の の の の の の の の の の の の の

Щ

山口県美和防災行政連絡所	山口県美川防災行政連絡所	山口県錦防災行政連絡所	山口県周東防災行政連絡所	山口県本郷防災行政連絡所	山口県玖珂防災行政連絡所	
岩	岩岩岩		岩	岩	岩	
国	国	国	国	国	国	
市	· 市 市		कं कं		市	
域珂九成岩 郡田 美に 和田 大成田 のお で の で の で の り ち り り り り り り り り り り り り り り り り り	郡日十国美に八市の町は一切のる月ち	珂九成十 郡田八 京 田 田 田 田 の け る 日 大 の り る り る り る り る り り る り り り り る り り り り る り	域 類 郡 間 東 町 の は ま け る な の の の の の の の の の の の の の	域 珂九 田本郷 村の 田本郷 村の 国内 田 下の ララック アイティ アイ・アイ アイ ア	域 球 取 取 取 の の の の の の の の の の の の の	

第四十条の表中

山口県美和防災行政連絡所	山口県美川防災行政連絡所	山口県錦防災行政連絡所	山口県周東防災行政連絡所	山口県本郷防災行政連絡所	山口県玖珂防災行政連絡所	山口県由宇防災行政連絡所
玖珂郡美和町	玖珂郡美川町	玖 珂 郡 錦 町	玖珂郡周東町	玖珂郡本郷村	玖珂郡玖珂町	玖珂郡由宇町
玖珂郡美和町	玖珂郡美川町	玖 珂 郡 錦 町	玖珂郡周東町	玖珂郡本郷村	玖珂郡玖珂町	玖珂郡由宇町

を削る。

第四十一条第一号中「市町村等」を「市町等」に改める。

第四十七条の十二の表山口県岩国健康福祉センター 玖珂支所の項及び第五十一条の四 第四十三条の二中「市町村」を「市町」に改める。 行う 第二百五十五条の表総務課の項第七号中「市町村又は市町村長が行なう」を「市町が に、「市町村工事」を「市町工事」に改め、同表施設課の項第四号中「市町村工

玖 珂 郡 錦 町 和町 郡本郷村、 錦町、 美川町及び美 を

第八十三条第一号及び第八十六条第一号中「市町村」 第百七十八条の表山口県岩国農林事務所錦支所の項中

を「市町」

に改める。

岩

玉

市

区域における玖珂郡玖珂町及び周東町の岩国市のうち平成十八年三月十九日

に改める。

国 市 町及び美和町の区域における玖珂郡本郷村、錦町、美川岩国市のうち平成十八年三月十九日 に改める。

岩

第二百十八条の五の表工務課の項第五号及び第二百四十三条の三の表水産課の項第二 第百七十九条の二の表森林部の項第二十二号中「市町村等」を「市町等」 |百二条第三号中「市町村等が行なう」を「市町等が行う」に改める。 に改める。

十一号中「市町村」を「市町」に改める。

工事」に改め、同項第五号中「市町村」を「市町」に改める。 の」に、「市町村工事」を「市町工事」に改め、同項第四号中「 八号中「市町村」を「市町」に改め、同表工務課の項第二号中「市町村の」を「市町 第二百四十五条の二第一項の表水産班の項第十八号及び同条第二項の表総務課の項第 市町村工事」 を「市町

第二百四十八条の表岩国土木建築事務所の項及び玖珂土木事務所の項を次のように改

玖 玉 珂 土木建築事 \pm 木 事 務 務所 所 岩 岩 玉 国 市 市 に限る。) ける玖珂郡玖珂町及び周東町の区域岩国市 (平成十八年三月十九日にお を除く。) 玖珂郡 岩国市 (玖珂土木事務所の所管区域

村工事」を「市町工事」に改め、 町」に改め、 「市町村工事」を「市町工事」に改め、 第二百五十条第一項の表総務課の項第三号中「市町村又は市町村長」を「市町」に、 同表工務課、工務第一課、 同項第三号中「市町村」を「市町」に改める。 工務第二課及び工務第三課の項第二号中「市町 同表維持管理課の項第五号中「市町村」を「市

の表山口県岩国環境保健所玖珂支所の項中

玖珂郡玖珂町

玖珂郡玖珂町及び周東町

を

П

県

報

(号 外

7)

第二百九十八条中「市町村」を「市町」に改める。

事」を「市町工事」に改める。

第二百六十九条の二の表中「玖珂郡錦町」を「岩国市」に改める。

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十七日

地籍調査事業負担金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

山口県知事 = 井 関 成

山口県規則第二十一号

地籍調査事業負担金交付規則の一部を改正する規則

に改正する。 地籍調査事業負担金交付規則(昭和四十年山口県規則第八十一号)の一部を次のよう

第一条中「市町村」を「市町」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二条第一項及び第三条から第五条までの規定中「市町村」を「市町」に改める。

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 = 井 関 成

山口県規則第二十二号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

うに改正する。 山口県公害防止条例施行規則 (昭和四十八年山口県規則第四十六号)の一部を次のよ

九日における岩国市の区域に限る。)」を加える。 別表第一中「玖珂郡和木町の区域」の下に「(岩国市にあつては、平成十八年三月十

区域」の下に「 (岩国市にあつては、平成十八年三月十九日における岩国市の区域に限 別表第五の備考及び別表第六の備考中「市町村」を「市町」に改める。 別表第九の一の項許容限度の欄の表及び五の項許容限度の欄の表中「玖珂郡和木町の

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する

る。)」を加える。

山口県災害救助基金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

山口県知事

_

井

関

成

山口県規則第二十三号

山口県災害救助基金規則(昭和四十年山口県規則第八十六号)の一部を次のように改 山口県災害救助基金規則の一部を改正する規則

正する。

該市町村長」を「当該市町長」に改める。 第四条中「市町村に」を「市町に」に、 「当該市町村が」を「当該市町が」に、 当

則

この規則は、 平成十八年三月二十日から施行する

結核予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する

平成十八年三月十七日

山口県知事 = 井 関

成

山口県規則第二十四号

結核予防法施行細則の一部を改正する規則

る 結核予防法施行細則(昭和二十七年山口県規則第十七号)の一部を次のように改正す

第七条及び第八条中「市町村長」を「市町長」に改める。

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する

植物防疫事業補助金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

山口県知事

=

井

関

成

山口県規則第二十五号

外

7)

植物防疫事業補助金交付規則を廃止する規則

植物防疫事業補助金交付規則(昭和三十二年山口県規則第十七号)は、廃止する。

この規則は、 公布の日から施行する。

布する。 山口県農林水産業施設災害復旧事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公

平成十八年三月十七日

山口県知事 = 井 関 成

山口県規則第二十六号

山口県農林水産業施設災害復旧事業補助金交付規則の一部を改正する規則

九号)の一部を次のように改正する。 山口県農林水産業施設災害復旧事業補助金交付規則(昭和三十八年山口県規則第六十

第三条中「市町村」を「市町」に改める。

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 _ 井 関 成

山口県規則第二十七号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則(昭和五十年山口県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

この規則は、 附 則 平成十八年三月二十日から施行する 告票 市野 町大字 学型 大学 4} ₩ 地番 超 を

山口県有林監守員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

山口県規則第二十八号

山口県知事

=

井 関

成

山口県有林監守員規則の一部を改正する規則

正する。 山口県有林監守員規則(昭和三十九年山口県規則第七十三号)の一部を次のように改

第二条第一項中「市町村長」を「市町長」に改める。

₩ 描番 を

別記第一号様式中 击票 告票 4} 型型 大字 超期 に改める。

別記第二号様式中 町大字 市票 型 大 字 ₩} 地番

を

市票 町大字 ₩ 地番 に改める。

別記第三号様式中 非市 巴拉 大学 ₩ 超 を

市票 禺 4} 超超 に改める

別記第六号様式及び別記第八号様式中

に改める。

山口県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

7)

第三条第三項中「町村役場」を「町役場」に改める。

別記第三号様式の表中 馬 本 を 禺 に改め、 同様式の裏の第三条第三項中

「 野 対 浴 婦 」 を 「 野 浴 婦 」 に 改 め る 。

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県森林病害虫等防除法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 =井 関 成

山口県規則第二十九号

山口県森林病害虫等防除法施行細則の一部を改正する規則

次のように改正する。 山口県森林病害虫等防除法施行細則(昭和二十五年山口県規則第七十五号)の一部を

第七条中「市町村長」を「市町長」に改める。

П

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。



Щ

山口県訓令第三号

各 庁 関 般

出 先

山口県労働委員会事務局

山口県知事 = 井 関

成

平成十八年三月十七日

山口県職員倫理規程の一部を改正する訓令

山口県訓令第四号

成十八年四月一日から施行する。

この訓令は、

平成十八年三月二十日から施行する。

ただし、

第一条の改正規定は、

平

項第十号中「市町村職員等」を「市町職員等」に改める。

第八号中「(市町村」を「(市町」に、「市町村職員等」を「市町職員等」に改め、

、同条第二項

第四条第一項第五号中「第二条第十一項」を「第二条第十六項」に改め、

第一条中「 (県立大学に勤務する学校職員を除く。

)」を削る。

受訓先中「山口県地方労働委員会事務局」を「山口県労働委員会事務局」に改める。

山口県職員倫理規程(平成十二年山口県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

般

各 庁 出 先 関

山口県労働委員会事務局

山口県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月十七日

山口県職員研修規程の一部を改正する訓令

山口県知事

=

井

関

成

る 山口県職員研修規程(昭和五十七年山口県訓令第六号)の一部を次のように改正す

第二十三条中「市町村長」を「市町長」に改める。

則

この訓令は、平成十八年三月二十日から施行する。



機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公

平成十八年三月十七日

Щ П 県 公 安 委 員 会

規則第一号)の一部を次のように改正する 機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則(昭和五十八年山口県公安委員会 機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則 山口県公安委員会規則第三号

Ų 別表中第七号を削り、第六号を第七号とし、 第三号の次に次の一号を加える。 第五号を第六号とし、 第四号を第五号と

四 和町の区域 岩国市のうち平成十八年三月十九日における玖珂郡本郷村、 錦町、 美川町及び美

この規則は、 平成十八年三月二十日から施行する。



山口県企業管理規程第

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程

部を次のように改正する。 山口県企業局の組織等に関する規程 (昭和四十九年山口県企業管理規程第一号)の

Щ

П

平成十八年三月十七日

に改める。 第四条の表電気工水課の項第六号中「県有資産所在市町村」 を「県有資産所在市町」

この管理規程は、 平成十八年三月二十日から施行する。

山口県企業管理規程第1

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十八年三月十七日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程

改正する 山口県企業局処務規程(昭和四十年山口県企業管理規程第二号)の一部を次のように

改める。 別表第一電気工水課の部1の項中「帰有資産所在市町村」を「帰有資産所在市町」

に

附 則

この管理規程は、 平成十八年三月二十日から施行する。

山口県企業管理規程第三号

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十八年三月十七日

山口県公営企業管理者

清

弘

和

毅

改正する。 山口県企業局財務規程 (昭和四十年山口県企業管理規程第七号) の一部を次のように

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

を 书读 # _ 账

ľ 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和31年法律第82号)に基づき市町村に交付する交付金 を

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和31年法律第82号)に基づき市町に交付する交付金

に改 Ø, 同表の工業用水道事業勘定科目表費用勘定の部費用の表中 빫 整半 二 派

を

勘 市町交付金等 | | | | ľ 市町村交付金等

に改める。

を

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、 빪 製 # 账 を 平成十八年三月二十日から施行する。 书 英 # 账 に改める部分に限る。 は ただし、 平成十八年四月一日か 別表の改正規定

2 (経過措置) わらず、なお従前の例による。 平成十七年度の決算については、

ら施行する。

山口県企業管理規程第四号

న్ఠ 山口県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する管理規程を次のように定め

平成十八年三月十七日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する管理規程

部を次のように改正する 山口県企業局行政財産使用料徴収規程 (昭和五十一年山口県企業管理規程第一号) の

別表占用物件の項の備考1中「又は村」を削る。

この管理規程は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県企業管理規程第五号

П

山口県企業局職員倫理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十八年三月十七日

Щ

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局職員倫理規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員倫理規程(平成十二年山口県企業管理規程第十号)の一部を次のよ

うに改正する。

項第十号中「市町村職員等」を「市町職員等」に改める。 第八号中「(市町村」を「(市町」に、「市町村職員等」を「市町職員等」に改め、同 第四条第一項第五号中「第二条第十一項」を「第二条第十六項」に改め、 同条第二項

の改正規定は、平成十八年三月十七日から施行する。 この管理規程は、平成十八年三月二十日から施行する。 ただし、 第四条第一項第五号

山口県企業管理規程第六号

改正後の山口県企業局財務規程別表の規定にかか

水越ダム操作規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十八年三月十七日

山口県公営企業管理者 清

> 弘 和 毅

水越ダム操作規程の一部を改正する管理規程

水越ダム操作規程(昭和五十一年山口県企業管理規程第四号)の一部を次のように改

正する。

別表第二中「錦町」及び「美川町」 を削る。

則

この管理規程は、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十七日発行平成十八年三月十七日印刷

発発 行行 人所

口口県知

ЩЩ

事庁

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)